

第2期 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと 創生総合戦略の改定について

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

法的根拠

まち・ひと・しごと創生法（平成26年制定）

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生:以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める
地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

国は、まち・ひと・しごと創生法の基本理念にのっとり総合戦略を定め、
都道府県は国の総合戦略を勘案、市区町村は国・県の総合戦略を勘案して、
総合戦略を定めるよう努めなければならないとされています。

市町村が戦略を策定する意義

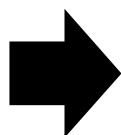
- ✓ 国レベルの政策の方向性を捉えた上で、各地域がそれぞれの特徴を活かした地方創生を目指すための「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を明らかにできます。
まち・ひと・しごと創生への取り組みは「地方創生」とも表現されています。
- ✓ 総合戦略の策定は努力義務であるものの、地方創生関係の国の支援(交付金)を受けるためには総合戦略の策定が必須要件となっています。

2. 総合戦略改定の背景 ①国の動向

デジタル田園都市国家構想総合戦略 策定（令和4年12月23日閣議決定）

国は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、
令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。

第2期
まち・ひと・しごと
創生総合戦略



デジタル田園都市国家構想 総合戦略

(計画期間:2023年度～2027年度)

デジタル田園都市国家構想を実現するため、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに計画期間の5か年のKPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置づけ

デジタル田園都市国家構想とは

「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すもの。

- ・地域の豊かさをそのままに、都市と同じ又は違った利便性と魅力を備えた、魅力溢れる新たな地域づくりを目指す。
- ・具体的には、「暮らし」や「産業」などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域に届けていくことを目指している。

デジタル田園都市国家構想戦略に位置づけられた、施策の方向性

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

① 地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等



② 人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

④ 魅力的な地域をつくる

教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靭化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等



国のまち・ひと・しごと創生総合戦略で位置づけた4本柱は変更せずに、それぞれの柱の取り組み内容にデジタルの要素を反映

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

① デジタル基盤の整備

デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等



② デジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等

③ 誰一人取り残されないための取組

デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

地方のデジタル実装を下支えするために、デジタル実装の前提となる取り組みを新たに位置づけ

2. 総合戦略改訂の背景 ②神奈川県の動向

神奈川県は、現行総合戦略の延長はせずに、新たな総合戦略(計画期間 2024～2027年度)を策定するとしています。

県の新たな総合戦略策定までのスケジュールと方針

●令和4年度（令和5年3月末）→時点修正としての改定

<改定内容>

- ✓ 各施策分野の個別計画の目標値や取組との整合
- ✓ 令和5年度実施予定の「デジタル関連施策」に係る取組の追加

●令和5年度（令和6年3月末）→新たな総合戦略を策定

<方針>

- ✓ 第2期 県 総合戦略の4つの基本目標の方向性は変更しない。
- ✓ 現在策定中の「新たな総合計画実施計画」から、地方創生を進めるために必要な取組を幅広に抽出。
- ✓ デジタルを活用した取り組みやKPI（評価指標）を、各基本目標の施策に位置づけ、デジタル分野の一覧にまとめる。
- ✓ 県の新たな総合計画「基本構想」で示される神奈川の将来像から抽出し、地域ビジョン（県が目指す理想像）を設定。

県の総合戦略の4つの基本目標

基本目標	目標の方向性
基本目標1	「しごと」をつくる …地方創生の起点の1つとなる「しごと」をつくることを主眼に置くもの
基本目標2	新たな「ひと」の流れをつくる …主に社会増に向けた対策に主眼を置くもの
基本目標3	「ひと」を育てる（結婚・出産・子育ての希望をかなえる） …主に自然増に向けた対策に主眼を置くもの
基本目標4	魅力的な「まち」づくり …主に超高齢社会への対応に主眼を置くもの

3. 「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の経緯

茅ヶ崎市まち・ひと・しごと総合戦略（平成27年度～令和元年度）策定

- ✓ 市が総合戦略を策定した平成27年度は、第3次実施計画の策定中であったため、国の総合戦略の体系に合わせて、市事業を体系化し直し、両者の整合を図って「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定



茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 期間延伸（令和2年3月）

- ✓ 令和3年4月を始期とする総合計画・実施計画の策定中であったため、次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の始期を総合計画・実施計画と合わせ、一体化も見据えて1年の期間延伸



第2期 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと総合戦略 策定（令和3年3月）

現行

- ✓ 総合計画は令和3年4月を始期で策定、実施計画は新型コロナウイルス感染症の影響により策定を2年延期
- ✓ 切れ目なく総合戦略を策定するため、令和3年4月を始期とする「第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと総合戦略」を単独で策定し、令和5年度を始期とする実施計画との一体化を検討すると整理

✓ 包括的な記述が特徴

- ➔ 実施計画との円滑な融合を図るため、具体な事業の位置づけは最小限の例示に留める
- ➔ 社会活動・経済活動の変化に柔軟に対応できるよう、本市の目指す「まち」「ひと」「しごと」の取組の基本目標を中心に記載し、その手段は例示に留める



令和4年度に市が総合戦略との一体化を見据えて実施計画策定を進めていたところ、
国がデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を明らかにしたため、
実施計画との一体化は困難と判断

4. 現 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

第2期 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 国・県の取り組み

・国戦略と県戦略の概要と対応関係について

2. 茅ヶ崎市の現状

・「ひと」、「しごと」（地域経済）、「まち」の現状

3. 本戦略の位置づけ

・市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の必要性
・総合計画実施計画策定時の総合戦略との一体化について

4. 計画期間

・令和3年(2021)度から、令和7年(2025)度末までの5年間

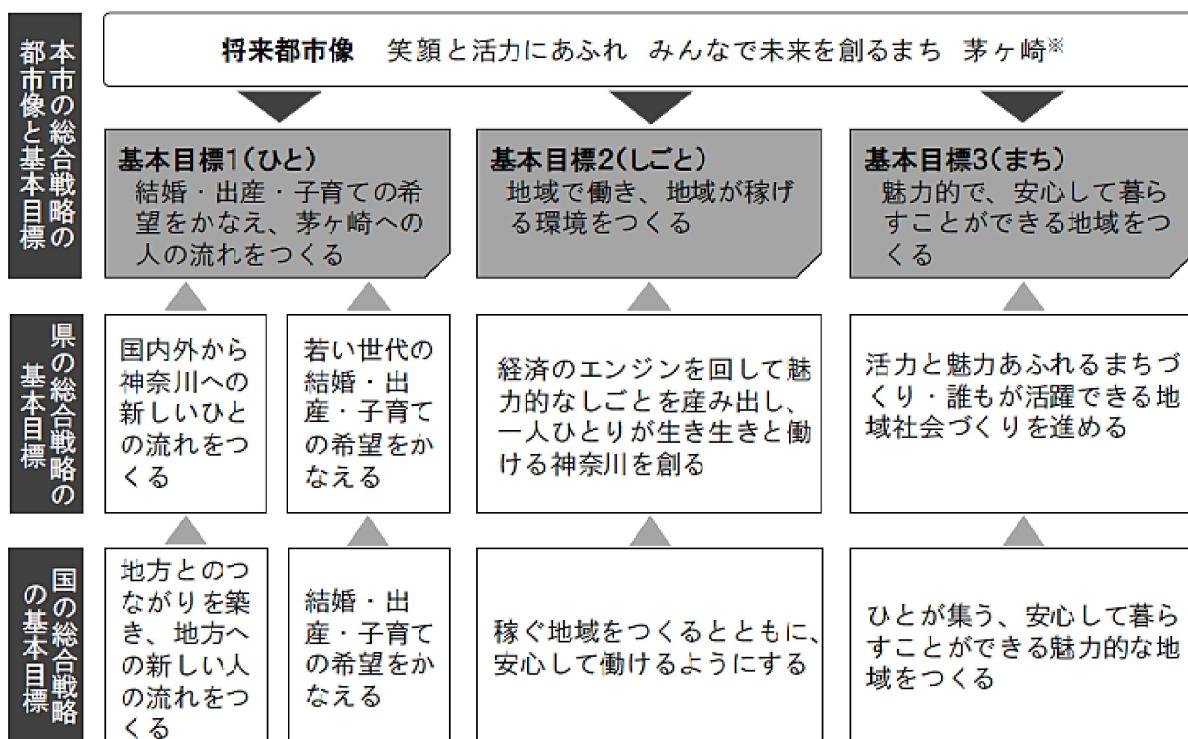
5. 本戦略策定にあたっての基本姿勢

・新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動、経済活動の変化に柔軟に対応できるよう、3つの基本姿勢を記載。

- ① 将来的に総合計画実施計画と一体化可能な戦略
- ② 新しい生活様式の構築に対応できる戦略
- ③ 目標値は新型コロナウイルス感染症感染拡大以前の水準への回復

6. 将来都市像と基本目標

・市総合戦略の基本目標の設定と、国・県の総合戦略の基本目標への対応図を記載



※将来都市像は茅ヶ崎市総合計画と整合を図り、同一の将来都市像を設定しています。

7. 基本目標と主な取り組み

・各基本目標に、それぞれ「取り組み指針」「成果指標」「主な取り組み」を位置づけ

基本目標	基本目標1(ひと) 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、茅ヶ崎への人の流れをつくる	基本目標2(しごと) 地域で働き、地域が稼げる環境をつくる	基本目標3(まち) 魅力的で、安心して暮らすことができる地域をつくる
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 茅ヶ崎への人の流れをつくる ✓ 多様な主体で子育てを支える仕組み構築 ✓ 子育て世代の本市への継続的な転入維持 <p>…など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域で働き、地域が稼げる環境づくり ✓ 市内事業者の活動や、地域特性を生かしたにぎわいの創出 <p>…など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ むらしの場としての魅力の向上 ✓ 災害に対応し、安心して暮らせるまちづくり <p>…など</p>
主な取り組み指標	<p><成果指標> 出生数、人口の社会増 <主な取り組み> 保育サービス等の充実</p> <p>…など</p>	<p><成果指標> 「地域経済の活性化に向けた取組」に対する市民の満足度 <主な取り組み> 地域が稼げる環境づくり</p> <p>…など</p>	<p><成果指標> 「今後も住み続けたい」と思う市民の割合 <主な取り組み> 民間主体の活動支援を通じた居住地としての魅力向上</p> <p>…など</p>

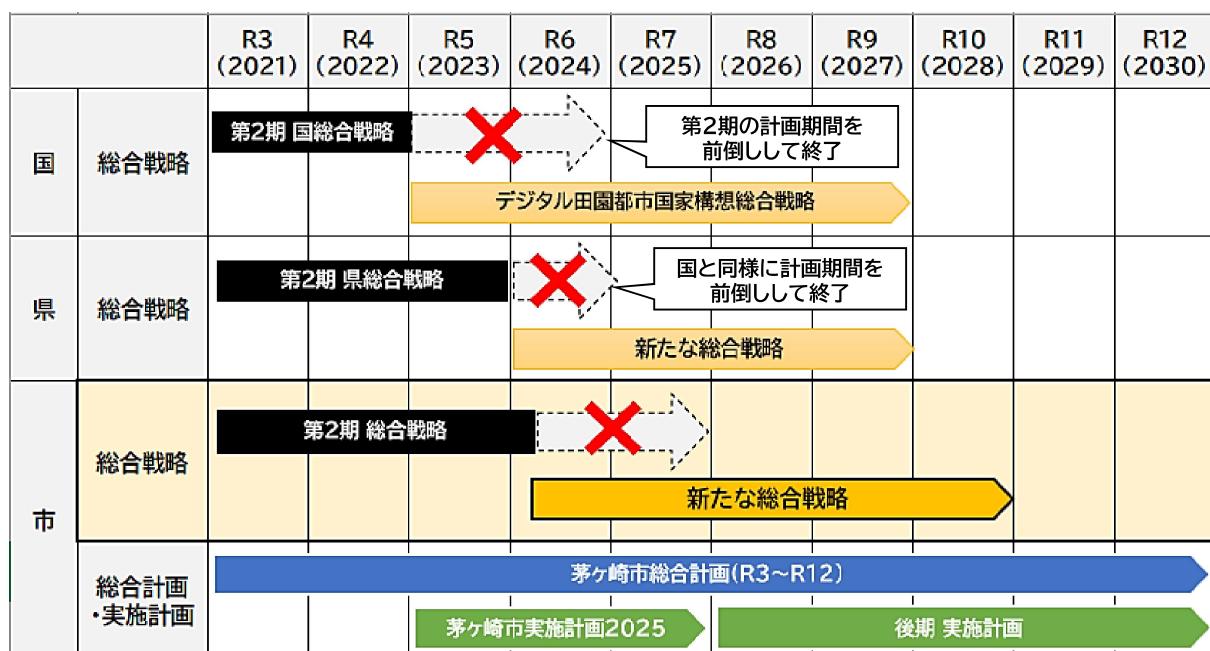
8. 戦略の推進にあたっての留意点

- ・デジタル化、オンライン化など、新型コロナによって加速した行動様式の変化を考慮し、具体的な取り組みを検討し評価
- ・今後、総合計画・実施計画を策定する際に、本戦略との一体化を図り、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行性を向上

5. 改定の必要性

✓ 国・県の総合戦略との整合を重視し、本市の戦略を単独で改定

→総合計画・実施計画の計画期間と異なることとなるが、市の総合戦略を見直す時点で、公表している総合計画・実施計画を用いて改定内容を検討



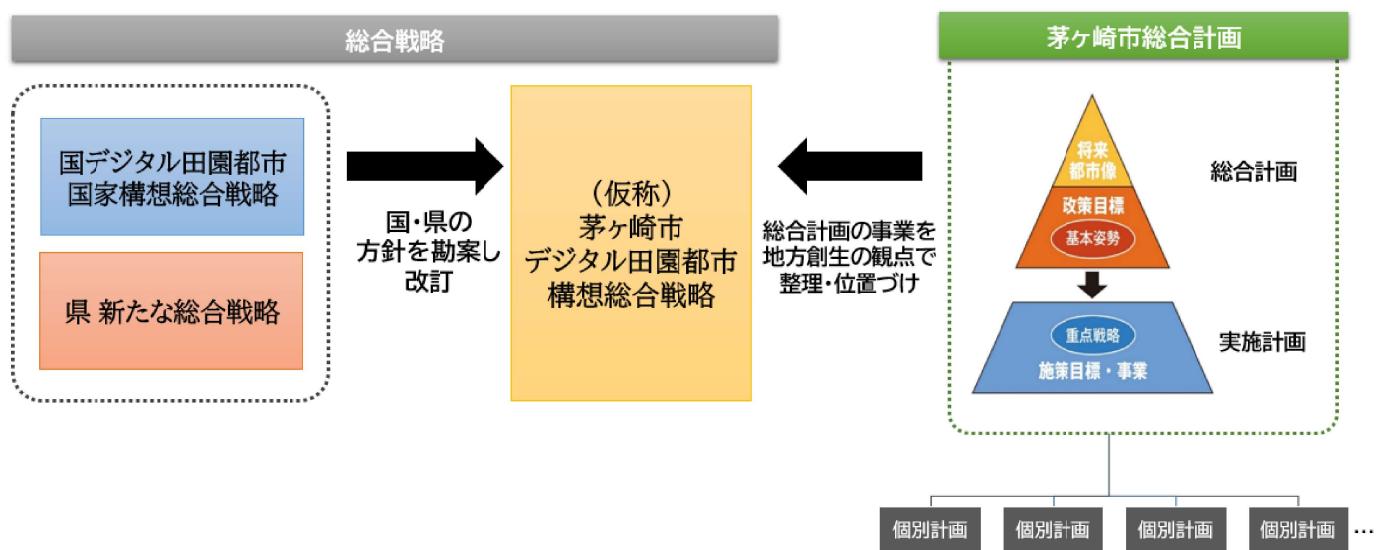
6. 第2期 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定方針

(1) 国や県の示す方針を反映させつつ、現行戦略の特性を継承し、デジタル技術の構築に対応できる戦略とします。

- ✓ 国の考え方を踏まえた上で、本市が目指す地方創生の形となるよう、「取り組みの柱（基本目標）」「取り組み指針」「主な取り組み」を更新
- ✓ あえて包括的な記述としている現行の総合戦略が、国・県の政策や市の総合計画・実施計画との連動に対応できていることから、現行戦略の特性をいかして改定
- ✓ 国が戦略に基づいて行う「デジタル実装の下支え」を、今後の技術革新も見据えて、本市の取り組みに確実に適用できるよう関連付け

(2) 「総合計画」「茅ヶ崎市実施計画2025」との関係性を明確にします。

- ✓ 総合計画・実施計画と一体化せずに、地方創生の観点で総合計画・実施計画を整理したものと位置づけ
- ✓ この戦略の位置づけが、市民にわかりやすいものとなるように整理

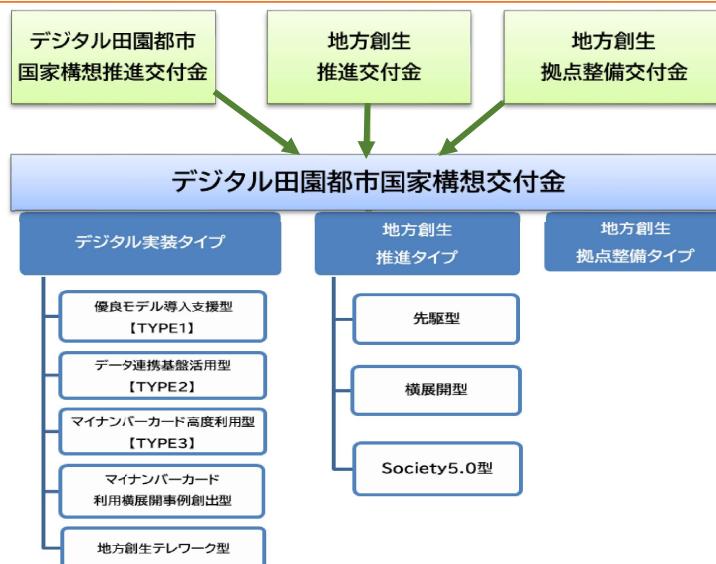


総合戦略は地方創生という一つの観点から“指針”として関わり、具体的な取り組みは実施計画をはじめ、各分野の個別計画と連動

(3)国の支援を最大限活用できる戦略とします。

- ✓ 市の総合戦略は、国の支援を活用する際に使用するため、国新たな総合戦略に合わせて改定
- ✓ 本市の関連分野の取り組み推進にあたって活用しやすく整理

地方創生の3つの交付金は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定に伴い、「デジタル田園都市国家構想交付金」へ一本化されました。



7. 今後のスケジュール

- ✓ 総合計画審議会にて、専門的見地に基づくご意見をいただきながら改定を進めます。

第1回：改定方針

第2回：改定素案

本市としての地方創生の整理、デジタル実装への対応、総合計画・実施計画との関係性、市民・庁内に対してのわかりやすさなど、改定素案について

公表手続きは、令和6年度に行う予定です。

